

平成30年9月和水町議会定例会会議録

平成30年9月14日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 平成30年9月14日午前10時00分招集
2. 平成30年9月14日午前10時00分開会
3. 平成30年9月14日午後2時55分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池 恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	北原 望	書 記	泉 法子
-------	------	-----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	樋 口 哲 男
会 計 管 理 者	高 岡 悦 雄	まちづくり推進課長	高 木 浩 昭
税 務 住 民 課 長	石 原 康 司	健康福祉課長	坂 口 圭 介
商 工 観 光 課 長	大 山 和 説	建 設 課 長	中 嶋 光 浩
農 林 振 興 課 長	富 下 健 次	農業委員会事務局長	松 尾 修
学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴	社会教育課長	前 淵 康 彦
町立病院事務部長	池 上 圭 造	特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広

12. 議事日程

日程第1 議案第51号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第2 議案第52号 平成30年度和水町一般会計補正予算(第5号)

日程第3 議案第53号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)

- 日程第4 議案第54号 平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第55号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第56号 平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第57号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第58号 平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 常任委員長決算審査報告について
- 日程第10 認定第1号 平成29年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第11 認定第2号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第12 認定第3号 平成29年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第4号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第5号 平成29年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第6号 平成29年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第7号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第8号 平成29年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第9号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第10号 平成29年度和水町病院事業会計決算
- 日程第20 報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 追加日程第1 同意第20号 和水町副町長の選任について
- 日程第21 閉会中の継続審査について
- 日程第22 閉会中の継続調査について
- 日程第23 議員派遣について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第51号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第51号「和水町金栗生家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） この条例は、金栗四三の生家の維持管理に関する条例だと思います。その中で、平成31年1月1日からの施行と、そして、その年の31日限りということ、こういう条例と

いうこととございます。このことについて、私はこの約1年間ということの限定と、これに関連して、今後、その後ですね、教育委員会、それから、この後の維持管理の目的たるもの、これにはその、各その委員会が補足しておると思いますが、この後の管理、それから維持、このやつをどこの課でもっていくのか。今の学校教育の中でいくのか、財産として総務課管轄でいくことなのか、今後の問題としてのいき方、これが基本的にできているのかなということもちょっと思ったもんですから、その点、この1年間の後の基本的な管理運営、この問題をどう見ているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） これから後のことをどうするかということで質問です。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 庄山議員の御質問にお答え申し上げます。

31年12月31日までの今回のこの条例の効力ということになっておりますので、その後、維持管理、目的等をどうするのか。それから、どこで所管していくのかといった御質問だったかと思えます。

御指摘のように、今回の条例では1年限りの施行ということで考えておりました、これまで議論してきたのは、2段階方式で、まずは大河ドラマの放送期間中に、しっかりとお客様をお迎えするための整備を整えていこうということで、今回この条例を上げております。

その後の活用についてでございますけれども、検討委員会のほうでこれから検討していくこととなりますが、保存を含めて、活用を含めて、どうしていくのかといったところで、今後、活用策をしっかりと検討していきたいと思えます。

今回の条例で教育委員会所管というところで、今回の条例では財産を教育委員会所管にしたいと考えておりますが、ただ、この条例も1年で効力を失いますので、その後についても、関係課と協議をしながら、しっかりと明確にしていきたいと思えます。ただ、地域の活性化、そして、金栗さんを顕彰する場、そして、ランナーの聖地といったところを目的としながら、しっかりと保存・活用していくというのが、ひとつの検討のたたき台になるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） こういう中で、この条例の中で一応はっきりしたこの入場料金、これあたりも定義されておるわけでございますが、これも1年ぎりということで、後の検討委員会の中で、一応こういう問題も検討されていくというふうに思っております。

ただ、私は、その後の問題として、これも古い家でございます。それなりに相当、これから先の維持管理費というようなことにかかっていくと。その中で、この料金徴収あたりもどういうふうになっていくのか。ただそれを管理をして、その経費を見ながら、それに見合うような料金体制を組んでいくのか、ただこの後で一般財源からのいろんな経費あたりの突っ込みというような

形になっていくのか、これはわかりませんが、わかるのは、これから先、こういう物件は維持管理費が相当かかっていくというふうに私は思っております。

そういう点で、今後のこの活用に対しては、それなりの使命を以てやっていただきたいというふうに思います。その点、財政あたりどう考えているのか、総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 今、庄山議員が言われたとおりの基本的な考え、全く一緒でございます。やらなければならない事業は粛々とやりますけれども、最初からその後のそういったランニングコスト等々も含めながら、施設の整備につきましては、取捨選択をしながらやっていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） この条例中に、使用料の件が記載をされております。別表のほうで申し上げますと、備考の母屋及び小屋の実演展示ですね。先ほども御指摘がありましたように、非常に古い家屋でございますので、このあいだの教育長のお話ですと、勉強部屋、学校部屋を見てもらうようなお話があったんですけれども、根太とかずいぶん傷んでいるかと思いますが、上のほうまで上げるのか、それとも土間からの見学になるのか、そのへんがちょっと家屋の保存状況、それから今後の活用に対して非常に危ぶまれる点がございますので、そこをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 高木議員の御質問にお答え申し上げます。

老朽化しておりますので、まず、お客様につきましては、土間の部分から座敷のほうも見ていただくような準備をしていきたいと考えております。よって、座敷のほうには上がらないような形での見学を考えているところです。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この条例にはちょっと関係はしないんですけれども、表現が記念館ということになっておりますのでお尋ねいたしますけれども、補正予算のときに、生家の使用されていた釘の計上からすると、明治以前の建物であるということがわかっていると思いますけれども、その時も申し上げましたけれども、重要文化財に指定してもらったらどうかというようなことを申し上げていたと思いますけれども、県のほうに何らかのアクションは起こされましたか。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前渕康彦君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

重要文化財の指定に向けた取組みについては、まだでございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ちょっと生ぬるいとじゃないと。本当に記念館として使用しようとするならば、維持管理費、先ほど9番議員も言われましたけれど、維持管理費に相当な金を注ぎ込みにゃいかんと思うわけですよ。そういうのを軽減する策としてですよ、県の文化課に働きかけて、重要文化財として指定を受ければ、維持管理費は何らかの、何がしかの金は県からもらえるじゃないですか。なんでそういうアクションを起こさんとですか。生ぬるいとじゃないと。本当に記念館として条例まで作ってからしようとしてる作業と平行してするべきじゃないかと私は思いますけれど、どうですか。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 重要文化財の指定に向けて動いてないというのは生ぬるいんじゃないかということでございます。検討委員会のほうで、これからの活用について、また保存についてはしっかりと検討いただいて、方向性が出た上で、また議会にもお諮りしながら、町の方針を決定して、この重要文化財の指定に向けた動きが、指定に向けて動かないといけないということであれば動いていかないといけないと思っております。

ただ、今は来年の1年間の大河ドラマの放送期間中にお客様をお迎えするためにどうするかというところで考えておまして、本格的な保存活用の中で、その重要文化財の指定といった取組みも念頭においていかないといけないのではないかと。維持管理の面からも、その対策を講じていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 多分、補正予算は6月の定例会で上がったと思います。もう3カ月過ぎているわけですよ。検討委員会のほうにも何らアクションを起こされていない。本当に生ぬるいですね。本当に将来的に記念館としてですよ、これは1年間かもわかりません、この条例としてはですよ。将来的にわたって、記念館として町としては残そうとしてるわけでしょうが。じゃあ、なぜ維持管理費の軽減策ということを考えたら、平行作業としてやるべきでしょう。今から合併後の交付金の算定替えも、もう終わろうとしてるんですよ。財政はじゃんじゃん苦しくなっていくばかりなんですよ。そこを考えると、そういったアクションを起こすべきでしょうが。生ぬるいですよ。山鹿ん湯じゃなかつですよ。もうちょっと熱いお湯に浸かって、熱いって言ってから走らにゃん。私はそう思います。努力をしてくださいよ。

○議長（蒲池恭一君） 答弁は要りませんか。答弁を求めます。はい。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前淵康彦君） 財政状況、厳しい財政状況の中で、いかに効率的に効果的に維持管理をしていくかというところで、肝に銘じて努力していきたいと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） 私、この議案の条例案制定の件ですね、今、お二方のほうから指摘がありました。私も1年間の条例制定とはいいいながら、ちょっと捉え方が、いわゆる社会教育課長のほうから今答弁があったから、多分この問題は社会教育課のほうに丸投げされてるのかなというふうにちょっと私は思ったわけですよ。だけど、これは町長の問題であり、あるいは教育長の問題であり、あるいは総務課長の問題だと私は思います。

今、このいだけの問題は、非常に注目を浴びてるさなかです。そして、もう来年の1月からは早速ドラマも始まります。そういう千載、我が町のこのアピール、あるいは経済効果、あらゆる面でのこの我が町優位にするチャンスを、まさに我々は恵まれた状態に今あるわけですね。これをただ単に社会教育課だけに丸投げするんじゃなくて、やっぱり上層部のもう少し突っ込んだ厳しい考え方を持ってもらわないと、ただ単に仕事をやった、1年間の条例を作った、それでお終いということになりかねません。やっぱり、このいわゆる生家を活かすということ、あるいは金栗四三さんのこの宝を、どう後世の我々が活かして、我々の経済活動、あるいはいろんな意味で、例えば教育活動あたりでも、この間からのいわゆる一般質問あたりでも指摘をされておったように、教育面で小学生が一人も参加をしていないというような問題、確かにいろいろ理由はあるでしょう。あるでしょうけど、参加をしてないということは、やっぱり大きな問題だろうと私は思います。教育という面からですね。

金栗四三さんというのは、いわゆる走ることでもって、そこに苦しみも体験をし、そして、努力も体験をし、いろんな体験を通じながら人間を作り上げていくという、そういうことを実践をされた教育者だと、私はそういうふうに通じながら金栗四三さんを評価しております。ですから、やっぱりそういう宝を持ってる我が町で、この金栗四三さんにまつわるいろんな問題を、この1年だけの条例制定ということで、果たしてどれだけ経済効果が生まれるのか。あるいは、いわゆるそういう教育面、いろんな意味で、宣伝面、宣伝効果等あたり、どれだけ効果が現れるのか。非常に疑問視するところがあります。何か、1年の条例、1年制定の条例でもって制定をし、そして、次の問題はまた次にやりますと。何かこう、私の指摘が非常に不具合なところはあるかと思いますが、バラバラになったような感じがしてなりません。私は、この案に対して、この条例案に対して反対する気はありませんけど、ただですね、約束事としては、やっぱりもう少し突っ込んだ執行部の捉え方をやっていただかないと、賛成するわけにはいかないというふうに、自分自身は今思っております。教育長なり、あるいは町長なり、御答弁がありましたらお願いしたいと思ます。

○議長（蒲池恭一君） 何についてその答弁は。あのですね、すいません、ちょっといいですか。議員の皆さん方、今後の対応については、全協でしっかり提案する場を設けていきたいと思ます。

す。それで、今後についての質問はやめてください。この条例に関する質問に変えていただいてもいいですか。今後、我々が議会として伝えていく、していってもらいたいこと、そういうことは全協の中でしっかりと議員の皆さん方が発言する、要望する場を設けたいと思いますので、今回はこの提案に基づいての質問に変えていただきたいと思います。今の森議員の質問に対して、答弁ができますかね、教育長。大丈夫ですか。町長、どちらか。質問の主旨を端的に言っていただいてもよろしいですか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） それでは、教育長のほうにお尋ねします。先般、一般質問でもちょっと出ましたけど、今回その小学生の11月の金栗マラソンに参加がなかった、ほとんど出てないという話が出たと思うんですけど、そのことについて、いろいろ準備の都合とか何とか、いろいろ教育長のほうからお話がありました。ありましたけど、私はやっぱし、ただそういう形じゃなくて、いわゆるそれにまつわるこの趣旨というものをびしっと把握をされて、そして、それに参加ができなければできないなりのまた対応の仕方があるんじゃないか、教育的にですね。教育的な見地からあるんじゃないかというふうに思うんですけど、そのへんについてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 今のところはですね、提案理由の中に金栗四三さんの功績の顕彰ということがうたってありますので、そういう子どもたちにもそういうことを伝えるためにも、そういうことを参加させることもこの中に含まれるんじゃないかということでお受けしたいと思います。意味わかりますかね、教育長。いいですか。

教育長 小出君

○教育長（小出正泰君） 森議員のほうから、町内の小中学生の金栗四三先生を顕彰するマラソン大会に出席が少ないというようなことでございました。私もこれについては、ほかの議員さんのお尋ねもありましたから、合わせて実際に走らせるのであれば、きちんとコース、それから距離の問題、それから練習させながら、そして、それに参加する方向で検討もしていかなきゃならないというようなことで私はお話ししたいと思います。

合わせて、それと同時に、いろんな生き方、考え方、そういうものについて学ぶ機会というところについては、大いに学校教育の中でも取り入れていきたいという答弁をしたと思っております。

合わせて、実際に数は少のうございます。その中で、担当のほうにも再度募集の延長も今かけて、本日、文書を起案して出すということで。そして、各学校の校長会議が26日にございますので、再度、子どもたちへの参加ができれば参加していただきたいというようなことでの要請を、今準備をしているところでございます。

合わせて、昨日、玉名・荒尾中体連の大会がございましたが、その中でもいろんな方々にお話をし、ある高校の監督の先生がおいでしておりましたので、是非参加、出席いただければありがたいということで、初めて知ったみたいなお話もいただきましたけど、やっぱり周知が十分足り

てなかったのかなと思っておりますけど。そういうことで、高校生あたりにも、今働きかけているところでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） この条例に対して、ほかに質問はありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 条例の第12条、町長は次の各項のいずれかに該当するときは、拝観料又は使用料を減額し、また、免除することができる。1、2とありますが、これは具体的にどのような方が拝観料の減額・免除をされるかお示してください。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 齊木議員の御質問にお答えいたします。第12条は観覧料又は使用料の減免となっており、1号2号で、1号が町の文化向上や教育振興に寄与すると認められる者が使用するとき。2号が、その他町長が特別の事情があると認めるときとなっております。本条例、御承認いただきました後に規則を制定してまいりますので、その規則の中で具体的には決めていくことになるかと考えております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 例えて言うならどうということ。

○社会教育課長（前淵康彦君） 例えて申し上げますならば、例えば身体障害者の方々への減免ですとか、学校単位、学校行事として生家のほうに御見学いただく場合ですとかが想定されるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 今、お答えいただきました。そのことを聞いたかったのですが、別表第1の拝観料、身体障害者の方、お身体の不自由な方の割引が入っておりません。又は身体障害者手帳を提示したら割引ができる。これは、今、日本国中で標準的、一般的に行われている措置だと思います。身体障害者、お身体の不自由な方のこの拝観料に対する御配慮、いかがお考えか再度質問させていただきます。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 条例の下で規則を定めてまいりますので、そこでしっかりと障がい者の方への配慮等を検討して、減免していくことになるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号「和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 平成30年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第52号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。準備をしておいてください。

質疑ありませんか。なしでいいですね。

質疑ありませんね。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第53号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第53号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第4、議案第54号「平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番(池田龍之介君) 6ページ、目で言うなら一般管理費並びに総合相談事業費の中で、これは最低賃金の改定に伴う節である項目の組替えと思われるんですけども、非常勤職員報酬と賃金、二つともそれぞれ一般管理費が18万4,000円、総合相談事業費が25万3,000円、差額が出ている要因は何なのか、説明をお願いします。

○議長(蒲池恭一君)

総務課長 上原君

○総務課長(上原真二君) 今回の補正予算の中に、人件費の組替えがかなり入ってきております。池田議員が言われるとおり、最低賃金の引上げ、これが1点。時間給にすれば大したことありませんので、金額にはそんな影響にはないわけですけども、ここで組替え、1目の一般管理費の中で賃金がマイナスになって報酬がプラスになっております。いろんな非常勤職員、臨時職員の法改正等々で、例えば非常勤職員の中にも、週29時間以下でずっとやっておられるというような方、それと、賃金はフルタイムで働かれているということ。両方において、例えば常勤的な非常勤職員、それと臨時職員と。それはどういうことかと言いますと、結果的に非常勤職員は29時間ですけども、忙しくなったりとかいろいろする場合があれば、そこに多少時間外手当を出したりして運用いたします。臨時職員の賃金につきましてもそうです。これを過去に遡って12か月を見たときに、ひと月でも勤務がなかったりとか、あと、17日以下の日があったりとか、そうしますと、常勤的な扱いではなくなります。そういった意味で、今回見直しを行っております。

なぜ見直すかと言いますと、常勤的なそういった勤務体制になりますと、そういった方々は社会保険に入られているわけですが、これが市町村職員共済組合に該当してくるわけですね。例え

ば、事故があったりとか労災とか何かがあったりとかですね。そうしますと、そういった方々は遡って共済組合の負担金を払わなければならないと、こういうことがありますので、今回、賃金を減らして非常勤職員に統一をさせていただきました。非常勤職員の中にも、今後、月に17日以下の月を1回設けてくださいというような形をとりました関係で、こういった賃金と報酬、非常勤職員の報酬ですこれは。そういう増減の金額が発生をしているわけです。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を終わります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号「平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第55号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（これより21行を発言取消により削除）

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第56号「平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号「平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第57号「平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号「平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号 平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第58号「平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号「平成30年度和水町病院事業会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長(蒲池恭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 常任委員長決算審査報告について

○議長(蒲池恭一君) 日程第9、常任委員長決算審査報告についてを議題といたします。

各常任委員会において慎重に審査が行われておりますので、常任委員長に報告を求めます。最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○総務文教常任委員長(池田龍之介君) 改めましておはようございます。総務文教常任委員会委員長報告を、平成29年度和水町歳入歳出決算審査について御報告申し上げます。

総務文教常任委員会所管課の平成29年度一般会計歳入歳出決算審査を、総務文教常任委員6名で、去る9月11日、12日の2日間にわたり、所管課である税務住民課、まちづくり推進課、学校教育課、社会教育課、三加和総合支所における住民課、春富財産区、会計室、議会事務局、監査室、総務課の順で審査を実施いたしました。

総務文教常任委員会を代表し、報告を申し上げます。まず、11日午前9時より、議会委員会室において、税務住民課、まちづくり推進課、学校教育課、社会教育課の順番で、それぞれの課長以下担当者から、平成29年度一般会計歳入歳出決算書、平成29年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算書、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書及び平成29年度主要政策報告書の資料を基に、懇切丁寧に報告説明を受け、決算審査を実施いたしましたので、主な内容について審査順により報告を申し上げます。

税務住民課、これは自主財源の基礎となる町税の収入済額は、町税 3 億 3,350 万 4,000 円、収納率 96.2%、固定資産税 4 億 5,331 万 1,000 円、収納率 87.1%、軽自動車税 4,676 万 3,000 円、収納率 95.9%、町たばこ税 5,492 万 5,000 円、入湯税 267 万 6,000 円で収納率は二つとも 100% でありました。合計の 8 億 9,118 万 2,000 円となり、歳入に占める割合は 11.1% を占め、前年度比では 2,440 万円の増額であったと説明を受けました。また、町税徴収金の不納欠損処分額は 258 万 7,190 円で、内訳は町民税個人分 17 件、178 万 9,436 円、法人分 4 件、16 万 300 円、固定資産税分 24 件、56 万 7,700 円、軽自動車税分 7 件、6 万 9,790 円となっており、処分の理由としては、地方税法第 15 条の 7 第 4 項、執行停止から 3 年経過しているもの、地方税法第 18 条の 1、所在不明、財産なし、生活困窮等、地方税法規定に定められているものを処分をしたと説明を受けました。また、不納欠損の近年の動向としては、年々額としては減少の傾向であるとのことも合わせて説明を受けたところであります。

滞納分の収納は、町民税個人分、調定額 1,241 万 5,771 円、収入済額 268 万 7,337 円、収納率 21.6%、法人分、調定額 110 万 3600 円、収入済額 51 万 100 円、収納率 46.2%、固定資産分、調定額 6835 万 2286 円、収納額 751 万 1,452 円、収納率 10.9%、軽自動車税分、調定額 176 万 1,919 円、収入済額 58 万 2,116 円、収納率 33.0% で、それぞれ何がしかの成果を上げているのは、担当職員は無論のこと、4 町共同の徴収班を編成し、嫌な役割ながら徴収の執行努力を成した結果の表れであろうと労を労いたいものであります。

また、固定資産税業務にかかる課税客体の現況を把握するため、荒尾市・長洲町・玉東町・南関町、それに和水町の 1 市 4 町で空中写真撮影及び基本測量を共同で実施したとの説明を受けました。ちなみに、それぞれの自治体における負担金は、面積における按分率により、荒尾市 35.74% の 784 万 7,217 円、長洲町 8.39% の 184 万 2,142 円、玉東町 9.51% の 208 万 8,054 円、南関町 19.75% の 433 万 6,389 円、和水町 26.61% の 584 万 2,598 円となり、総額 2,195 万 6,400 円の事業であり、平成 29 年度のみ事業であるとの説明も合わせてありました。

次に、国民健康保険事業会計について申し上げます。歳入総額は 16 億 8,997 万 8,275 円、歳出総額は 16 億 4,146 万 1,493 円で、差引残 4,851 万 6,782 円となっておる説明があり、405 万 1,770 円の財源不足が生じ、保険事業等の充実により、交付金等の歳入の増加と利用給付の削減が図られ、財源不足の解消ができていたということが特筆すべきことかと思われたところであります。

しかし、昨年度は一般会計より 1 億 1,913 万 4,000 円の繰入が行われてもおり、また、平成 30 年 4 月から国民健康保険事業の都道府県に移行し事業が実施されておりますことは、議員各位おわかりのとおりであります。以前は自治体病院を抱えている所は、病院経営が赤字のときは、国保会計は黒字という反比例現象であると言われていたものでありますけれども、それも今は昔の神話であり、無病・健康増進につながる対策の強化に取り組むことは重要であると再認識をいたしたところであり、意見の集約を見たところでもあります。

なお、その他の戸籍住民、生活環境部門並びに後期高齢者医療事業会計についても、資料に基づき説明を受け、審査を行いました。

税務住民課所管事務は、適切な処理がなされていたと意見の集約を見て決算審査を終了いたしました。

次に、まちづくり推進課について申し上げます。町内を運行している路線バスの運行維持については、歳入財源は県補助金270万6,000円で、九州産交へ町内7路線運行維持費として3,338万円を支出しており、町持ち出し分が3,076万4,000円超過が見られ、更に、三加和温泉経由南関山鹿線で例をとりますと、午後の便には乗客がないことが多く、また、山鹿発の最終便時刻が5時ごろであることから、乗車率が低いという問題の前に、部活高校生の部活終了時にはない状況なので、発車時刻等の検討を申し入れてはどうかとの意見があり、運行時間を検討課題であると意見の集約を見ております。

また、定住促進事業の一環として、新婚夫婦に15万円ずつ、合計255万円を交付し、17組の定住を得たとの報告を受けました。

最後に、ふれあいの森の将来に向けた計画策定、久井原ニュータウン並びにグリーンビレッジ平野における水道の維持管理運営について、町簡易水道利用者との公平公正に努めるよう見直しを図られるよう意見の集約を見たので、委員会として執行部へ提言をいたしたところでもあります。

最後に、他の分野とも所管事務決算については適切な処理であったと審査を終了いたしました。

次に、学校教育課について申し上げます。菊水中央小学校の校舎、菊水中学校の校舎並びに屋内運動場の耐震改修工事補助金として、教育費国庫補助金5,649万6,000円の歳入に対し、菊水中央小学校及び菊水中学校の耐震工事にかかる委託料1,797万7,000円、工事請負費9,700万5,000円で、計の1億1,498万2,000円、菊水中央小学校及び菊水中学校の大規模改修にかかる実施設計、地質調査等の委託料として9,111万9,000円、菊水中央小学校周辺農地購入費の公有財産購入費として1,384万9,000円、また、教育費県補助金として641万7,000円、このうち573万4,000円が三加和小学校のスクールバス遠距離通学費補助金であります。学校管理費でスクールバス運行委託料1,966万2,000円となっており、町の持ち出しとして1,392万8,000円であるとの説明を受けたところであります。

なお、このスクールバス遠距離通学費補助金は、5年間の期限付きなので、平成30年度が最終年度であるとの説明もありました。

学校共同調理場費として歳出決算額9,419万8,000円で、そのうち正規職員及び非常勤職員の人件費が約88%を占めており、前年度に比べ2,100万円ほど増額をしておりましたが、これは特別養護老人ホームきくすい荘から正規職員6名を受け入れたからであるとの説明を受けたところがあります。つまり、特老の業務改革として、給食部門を外注に依頼し、調理に従事する職員の人員配置替えを行ったことが要因であろうと考えられるところがあります。

また、あくまでも私個人の見解ではありますが、当時も意見として述べましたが、根本的な改革とは言えず、キャッシュフロー的な小手先の中途半端な改革がもたらした弊害であろうと言わざるを得ないと思うところがあります。

最後に、所管事務決算については、適切に処理がなされていたことと認め、審査を終了いたしております。

次に、社会教育課について申し上げます。社会教育総務費として4,410万2,000円、各種社会教育団体等に対する負担金、補助金、放課後子ども教室事業、職員の人件費、事務経費であり、菊水中央小学校の放課後子ども教室の環境整備費として繰越明許費として200万5,000円となつてゐるとの説明がありました。

次に、公民館費の決算額は4,839万8,000円で、公民館長、分館長の給料、手当、分館活動補助金、生活記録なごみ等の記録として767万2,000円、三加和公民館管理運営費として2,558万5,000円、そのうち三加和公民館屋根防水工事及びその設計委託料704万7,000円、中央公民館管理運営費として1,056万3,000円、手すき和紙の館経費として86万5,000円、また、復興基金を活用した自治公民館再建支援事業として立石区、白石区、下久井原区、上久井原区の公民館復興に補助率4分の3の補助金として、合計371万3,000を支出したとの説明を受けました。

次に、文化財行政事務経費、これは各種団体への負担金、補助金、文化財保護審議会への経費として201万7,000円、田中城跡維持管理事務経費として393万2,000円、豊前街道腹切坂維持管理事務経費として180万3,000円、文化財管理事務経費として合計635万9,000円、神尾城跡の調査経費として、文化財調査事務経費420万8,000円、文化財保護費として合計1,258万4,000円であり、また、平成28年度から繰越明許費でもある地方創生拠点整備事業として2,160万をかけ、田中城のガイダンス施設を旧春富小学校の校舎内に完成した旨の説明もありました。

最後に、金栗四三翁生家の土地購入費として574万5,000円、金栗顕彰事業費、金栗マラソン大会他各種大会等の経費、各種団体等の負担金、補助金、職員の人件費等の保健体育総務費として3,322万円、町体育館、スカイドーム2000、ふれあい会館、弓道場、グラウンド等の維持管理費及び施設運営経費等の体育施設費として4,842万6,000円、このうち町体育館の屋根防水工事、設計管理費に1,309万4,000円、町総合グラウンド及び周辺整備事業の開発用途変更に伴う社会体育施設整備費として、測量設計費に734万4,000円、保健体育費の決算額は、合計の8,164万6,000円であるとの説明を受けたところであります。

社会教育課の決算事務は適切に処理がなされていたと認定するとの意見の集約に至り、1日目の所管課の決算審理を終了いたしましたところであります。

2日目の12日も、午前9時より議会委員会室において、三加和総合支所、会計室、議会事務局、監査室、総務課の順番で、支所長並びにそれぞれの課長及び担当者から、三加和総合支所住民課、春富財産区特別会計、平成29年度一般会計歳入歳出決算について資料に基づき懇切丁寧に説明を受けましたので、審査順に報告を申し上げます。

三加和総合支所住民課においては、夏祭り盆踊り大会実行委員会へ補助金として120万円支出しておりますが、実際の運営は三加和総合支所職員が担っており、また、古墳祭の開催時期と近接しており、職員の負担が大きいとの報告があり、夏祭りのあり方、運営について検討する余地があるとの意見の集約を見ております。

また、中林水源より給水している板楠団地30戸、板楠駐在所、有明消防三加和分署、三加和小中学校の管理運営費を、町簡易水道利用者との公平公正を図るため検討する余地ありと意見の集約を見たところであり、執行部へまちづくり推進課動議を提言をいたしたところでもあります。

春富集会センターについて、収入は使用料4万3,000円に対し、管理維持費が118万6,000円となっており、和水町の公共施設の適切配置やあり方について、将来検討する上では、先の研修報告でも述べたとおり、ただ何となく需要があるからといって残すのではなく、対象施設の一つとして考える必要があるのではないかと、私、あくまでもこれは私個人の意見として思うところがあります。

最後に、住民課の決算事務処理については、適切になされていたと認定すると意見の集約を見たところでもあります。

次に、春富財産区特別会計について申し上げます。春富財産区区有林の管理保全のため、年3回の境界確認や作業道の管理を行っているとの説明を受けた折、間伐材の切り出し委託業務を玉名森林組合が実施したとき、境界を誤認し、他の地権者の木を切り出し、地権者との協議解決を見ているが、今後、このような間違いを起ささないためにも、玉名森林組合に一任という形をとらず、立会人として春富財産区管理委員も動向すべきではないか。また、将来は町の普通財産として管理をすることを検討すべきではないかとの意見の集約を見て、執行部へ提言をいたしたところ、春富財産区管理委員会の会議の折、検討課題として話の場へと出して検討を図りたいとのことでありました。また、事務のマニュアル化調査表、事務分担表を作成中であることも報告がなされております。

最後に、決算事務処理については適切に処理がなされていたと認定すると意見の集約を見たところでもあります。

次に、会計室について申し上げます。平成29年度決算ではありませんが、みずほ、野村、大和の3証券会社に合併地域振興基金10億円を20年の国債を買い、資金運用を図っておるという報告がなされました。利ざやとして、来年3月末には660万円ほどなるとの報告も合わせてありました。利ざやが高いのには、ハイリターンだけドハイリスクもあるので、社会情勢の見誤りに気をつけるよう注意を促したところでもあります。

また、決算事務処理については、適切に処理がなされていたと認定する意見の集約を見ております。

次に、議会事務局について申し上げます。決算事務処理については、適切に処理がなされていたと認定すると意見の集約を見ましたが、ちなみに、平成29年度議会活動状況報告として、定例会4回、臨時会なし、総務文教常任委員会6回、厚生常任委員会4回、建設経済常任委員会7回、ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会6回、議会運営委員会、これは政治倫理条例改正5回を含む10回、全員協議会17回、議会報告会2回となっております。

次に、監査室について申し上げます。決算事務処理については、適切に処理がなされていたと認定すると意見の集約を見ておりますが、また、住民監査請求がふれあい会館天井改修工事に

ついでと町道真弓線道路改修工事についての2件があったとの報告もあっております。

最後に、総務課について申し上げます。平成29年度の一般会計歳入決算額は80億2,226万7,000円、歳出決算額は70億4,208万9,000円で、対前年比で歳入4億8,692万2,000円、6.5%の増額、歳出4億9,158万1,000円、7.5%の増額となっており、歳入区分ごとの割合は、地方交付税が40.6%、国県支出金が17.7%、町税が11.1%となっており、自主財源の根幹である町税は、依然として低い水準にあることが確認をされております。

地方交付税は、2町合併からこれまで旧町ごとに地方交付税が算定される優遇措置がなされ、合併額が交付されてきたこの算定外制度は、平成27年度の期間までで終了し、平成28年度から平成32年度までの5年間にかけて段階的に減額となり、平成29年度決算において、地方交付税は前年度比で2億6,642万1,000円の減額となり、今後の財政運営については厳しいものと予測される場所であると説明を受けました。

また、一般会計における主な積立金は、財政調整基金157万3,000円、減債基金67万3,000円、公共施設整備基金109万7,000円、合併地域振興基金171万3,000円がそれぞれ積み増しとなり、新たに熊本地震復興基金を設置し、4,011万7,000円を積み立ててあり、元気臨時交付金の返還に伴う財源調整として、財政調整基金より1億53万6,000円を取り崩し、一般会計におけ基金の総額は75億312万1,000円となっているとの説明を受けた場所であります。

それから、一般管理費、歳出の主なもので、有明広域行政組合への負担金1,103万6,000円、顧問弁護士委託料64万8,000円、職員人件費として、特別職を含む総務部門28名で3億1,138万8,000円、また、例規集整備に1,094万7,000円、人事評価事業に99万9,000円、財産管理費に5,842万円、電子計算費に7,378万6,000円、交通安全対策費に774万8,000円となっているとの説明を受け、次に、選挙管理委員会費として49万2,000円、衆議院選挙費として774万3,000円、町長選挙費として735万2,000円、町議会議員選挙費として250万円となっているとの選挙関係費の説明を受けた場所であり、次に、有明広域行政事務組合に消防負担金として1億6,825万6,000円と高速道路インターから3キロ以内に消防署及び消防関係施設を抱える自治体に対し、高速道路を使用する交通費として交付されるものであるトンネル財源の性質もありますけれども、全額有明広域行政組合に高速道路緊急支弁金として496万8,000円の合計金額で1億7,322万4,000円を常備消防費として支出されておりました。

また、非常備消防費に3,405万1,000円、これは和水町消防団員報酬で、団員は7分団23部の組織で、総団員数は女性団員12名を含み514名となっているとの説明でありました。また、消防施設費に2,632万8,000円、内訳は主に防火水槽の整備及び修繕等に1,973万5,000円、小型ポンプ付き積載車1台を購入したとの説明がなされました。

続いて災害対策費に775万9,000円、主に災害対策事務経費317万8,000円、防災行政無線施設管理経費402万7,000円との説明を受けました。

最後に、公債費の説明があり、元金及び利子合わせて9億4,045万2,000円となっており、平成30年3月末現在高は72億5,915万2,000円で、前年度から1億974万7,000円減少となっているとの

説明を受けたところであります。

消防団員の定数は何名か、また、平成29年度と30年度の団員実数は何名かとの意見があり、執行部から定数580名、29年度は514名、30年度499名であると説明を受けたところであり、それに対し、定数によって諸々の経費を支払っているのではないか。それでは経費の無駄であるので、定数の見直しをしてはどうかとの意見があり、執行部からは、本年度中に見直しをしたいとの返答をいただいたところであります。

また、決算には関係ないがとの前置きで、来年5月1日から、平成から新しい元号へと変わるので、あと残された約6カ月の期間内に、封筒や印刷物には平成の元号を用いず印刷注文をするよう、各課に総務課から指導をしてもらいたいとの意見があり、執行部から、幹部会において注意をいたしたい旨の回答を得たところであります。

最後に、決算事務処理については適切に処理がなされていたと認定するとの意見の集約に至り、審査を終了いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の平成29年度決算審査は、所管課すべてにおいて決算事務処理が適切に処理なされているとの意見の集約を見て、決算審査結果は認定するものとしたことを報告し、総務文教常任委員会決算審査報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 改めましてこんにちは。厚生建設経済常任委員長の坂本でございます。

厚生建設経済常任委員会に付託されました平成29年度決算、歳入歳出について審査報告をいたします。

厚生建設経済常任委員会に付託されました案件は、一般会計における健康福祉課、建設課、商工観光課、農林振興課、農業委員会と、特別会計の和水町介護保険事業会計、特別養護老人ホーム事業会計、病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計について、平成30年9月11日から12日にかけて、各関係職員の同席のもと、慎重に審査をいたしました。

審査報告と順番が変わりますけれども、そのへんにつきましては御了承いただきたいと思います。厚生、建設、経済の順番で御報告いたします。

まず、健康福祉課でございますが、健康福祉課は、福祉係、障がい福祉係、子ども家庭係、保健予防係、地域包括支援係、介護保険係の6係と神尾保育園の1園6係で、地域福祉施策や健康増進事業に関する事業を実施してあり、最初に福祉係が事務する社会福祉総務費の決算は、国民健康保険事業会計繰出金を除く額で9,483万5,000円、前年度決算額より166万6,000円の増額です。人件費など以外で主なものは、あばかん家の指定管理委託料600万円、町社会福祉協議会運営補助金3,299万2,000円となっております。高齢者福祉費としまして2億9,439万5,000円、前年度決算

より1,302万5,000円の減額です。減額した主な原因ですが、老人保護設置費や介護保険事業会計繰出金、特別養護老人ホーム事業会計繰出金などの減額によるものと思われます。

老人福祉センター施設費ですが、404万1,000円の決算額です。昨年度決算額より14万5,000円減少しております。内容については、施設運営管理に伴う委託料が主でございます。年間利用者数は333人で、昨年度の665人と比較してほぼ半減したことになります。施設の老朽化に伴う今後の管理運営についてなど、どのようにこの施設を活用していくか検討する必要があると思われております。

臨時給付金給付事業ですが、これは平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するための簡素な給付金、臨時福祉給付金です。決算額は4,149万4,000円でございます。一人当たりの給付金額は1万5,000円で、支給実績数は2,590人です。支給に関する人件費等も全額国庫負担となるものであります。

次に、障がい福祉係が事務する障がい福祉ですが、3億4,684万7,000円、前年度より2,694万8,000円増加しております。増加の原因といたしましては、第3期障がい者計画、第5期障がい者福祉計画の策定に伴う作成委託料の約270万の増、障がい福祉サービス利用者の増加による障がい者総合支援介護等給付金の約2,300万の増額並びに障がい児通所給付費の約200万円の増額となりました。この障がい福祉サービスについては、障がい者総合支援法が制定され、介護保険のサービスと同じようなサービスを受けることができます。制度内容の浸透や町内外にサービス提供をする施設も増えており、年々障がい者に対する支援体制が整ってきていると思われています。

次に、子ども家庭係が事務する児童福祉費ですが、7億2,404万3,000円の決算額となっております。前年度決算額より1億669万5,000円増額となっております。増額となった要因は、保育施設整備補助交付金として春富保育園の園舎建設による1億1,257万円の支出によるものです。歳入財源としましては、国庫補助金として7,504万7,000円を受入しております。主要事業は、私立保育園ゆえ保育所等給付費2億9,306万円、幼稚園認定子ども園へ2,322万8,000円であります。また、延長保育事業1,602万4,000円、扶助費である子ども医療費助成事業が3,837万2,000円、出生祝金が1,300万円でございます。内訳として第1子が21人、第2子が20人、第3子が12人、第4子が4人、第5子が2人でございます。あと、児童手当として1億2,911万5,000円を支出しております。

また、同じ児童福祉費に含まれる神尾保育園運営などに関わる保育費の決算として6,563万4,000円となりました。現在の神尾保育園の職員は、園長1名、保育士4名、うち正規職員6名、育休1名と、臨時職員5名、非常勤職員3名、調理師3名のスタッフで、0歳から1歳のさくら組が18名、2歳児の小もも組が7名、3歳児の大もも組が17名、4歳児のきく組が9名、5歳児のふじ組が13名の計64名を受入れ、保育を行っていました。年度途中からの未満児の入所申込みが増えているために、保育士の確保に苦慮をされている次第でございました。

次に、地域包括支援センター費ですが、決算額2,502万3,000円で、前年度よりも496万9,000円の減額となっております。主な要因は人件費の削減です。事業内容といたしましては、高齢者や家族、地域住民からの総合的な福祉に関する相談への対応や、介護予防プランの作成、介護予防

事業への取組み、高齢者虐待の防止、権利擁護など、住宅で暮らす高齢者が自立した生活ができるよう支援するための事業を実施してございます。主な歳出金額は、配食サービス事業委託料49名、延べ3,452食、138万1,000円、扶助費といたしまして、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業は22万2,000円、在宅寝たきり高齢者介護手当事業として、対象者28人に418万3,000円となっております。

次に、保健衛生費といたしまして、町立病院への繰出金と健康福祉課管轄外の環境衛生費と斎場費の予算を除いて申し上げます。決算額1億1,755万4,000円となっております。前年度と比較いたしまして519万6,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、平成28年度は健康管理システム更新による業務委託があったためであり、保健予防費の主な事業内容ですが、感染症予防のための予防接種事業及び町民の健康増進を図るための各種健康事業を中心に、妊婦、乳幼児から高齢者までの総合的な保健事業を行ってございます。予防接種事業費は、定期及び任意予防接種を含め3,081万4,000円でした。特に成人の健診関係は重点を置き、セット健診、選択健診、町立病院健診が実施され、健診委託費用は2,514万9,000円で行ってございました。平成28年度の特設検診受診料は62.5%と高値を推移し、県下で3位の実績でございますということを伺いました。また、暫定ではありますが、平成29年度は67.4%を推移をしておりますということでございました。

住民の健康増進においては、住民健診を受けられることから始まります。健診結果から町民一人一人が自分の健診問題に気づき、主体的に取り組むことで重症化予防を図ることが重要だと思われ、今後も健康福祉課、税務住民課と課や係を超えて、町の健康問題、課題を分析していただき、住民の健康課題の解決に向けて支援をお願いしたいと思う次第でございました。

最後に、介護保険系の介護保険会計を申し上げます。平成29年度は3年を1期とする第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業会計の最終年度の年で、歳入総額が16億5,119万4,000円、歳出総額が14億1,071万2,000円で、歳入歳出差引額は2億4,048万2,000円となっております。ただし、国、県、支払基金などへの返還金6,119万3,000円を含んでおり、実質繰越金は1億7,928万9,000円で、前年度決算での2,590万8,000円の黒字となっております。

歳入の主なものとしましては、国、県、支払基金などからの負担金と介護サービスの利用分に当たる介護給付金に対し、負担割合が22%となる町内65歳以上の第1号被保険者の保険料が2億5,988万9,000円となっております。歳出の主なものは、介護給付金が13億506万8,000円となっており、前年度と比較いたしましても、3,665万9,000円の減となっております。主な給付費減少の理由といたしまして、介護保険制度の改正に伴う日常生活支援総合事業の完全施行に伴い、軽度認定者のデイサービスなどの利用が、要介護認定を必要としない介護予防事業に移行したことが主な要因として掲げられます。また、介護予防を目的とした各地区の公民館、54地区で実施しておられますお茶の間筋トレ体操も、介護の重度化を和らげ、介護サービスの利用に減少が繋がっていると思った次第でございます。以上で健康福祉課の報告を終わります。

続きまして、特別養護老人ホーム事業会計を御報告申し上げます。歳入決算額が5億1,674万

5,000円、繰越金、繰入金を引いた実質の歳入額が4億5,337万8,000円、歳出決算額が4億8,198万円、実質の単年度の収支は2,860万2,000円の赤字となっております。

歳入では、利用者の月平均入患者数、入院延べ日数が前年度と比較して減ったことや、速やかな入所を行うことでの入院者を除く実利用者が、前年度102.4名が104.8名と増え、施設介護費の収入が前年と比較して1,517万7,000円の増収の3億9,719万3,000円となっております。短期入所については、1日当たりの利用者数が前年度4.0が3.8名と0.2名減少し、19万円の減収の1,346万4,000円となっていました。

次に、デイサービスの通所介護は、前年度1日当たり19.7名が18.9名と利用者は減りましたが営業日が増えたため、44万4,000円の増収の3,674万7,000円となっており、デイサービス単独で見た場合、232万7,000円の黒字となっております。これは29年度から和水町で介護予防日常生活支援総合事業が開始され、それまで土曜日月2回の営業が毎週行ったことで収入が増えたことと、職員数が減り、人件費が減ったことが要因となっていることを説明をお受けいたしました。収入未済額については65万6,000円あり、施設介護の利用者1名分の自己負担金となって、引き続き延滞分の納入については努力していただくようお願いした次第でございます。

歳出の主なものは人件費であり、人件費比率は、前年度が81.3%、29年度73.2%と8.1ポイント大きく改善をされておりました。これは、29年度から給食部門を民間委託したことで調理員の人件費が削減されたことや、看護・介護士の職員数が減ったこと、更には、収入が増えたことが人件費率が下がった要因となっております。また、29年度から給食部分を民間委託したことで、材料費が前年度より2,239万減り、給食業務委託料で6,252万8,000円の歳出となっております。以上、特別養護老人ホームの報告を終わります。

続きまして、病院事業会計報告に移らせていただきます。和水町立病院は、地方公営企業法の全部適用に移行し、5年目を迎えております。地方公営企業法の全部適用への移行は、多くの公立病院が経営状況の悪化や医師不足などのために医療提供体制の維持が極めて厳しいことから、病院の事業管理者を定め、民間的な考え方により、経営責任の明確化と自立性の拡大や運営の機敏性、また職員のコスト意識と経営参加意識の向上を目指して現在も推進しておられるところです。

そこで、決算の状況でございますが、病院事業収益が8億4,538万7,898円で、医業収益が6億9,864万6,191円、医業外収益といたしまして8,667万1,583円でございます。医業収益の入院収益、外来収益では、入院が年間患者数で1万9,023人で4億1,996万6,951円、外来では年間2万3,309人で1億5,359万9,924円となっております。また、健康管理センター収益2,030万5,800円、在宅介護支援事業収益で1,799万2,660円、訪問介護事業収益で1,882万4,118円でございます。

次に支出ですが、病院事業費用といたしまして8億7,337万4,650円で、主なものは給与費5億4,502万9,051円で、給与費率が73.1%となっております。また、材料費5,631万3,441円、経費1億3,121万3,273円、減価償却費5,948万4,272円、健康管理センター費用1,988万6,885円、居宅介護支援事業費用1,782万8,219円、訪問介護事業費用1,850万8,450円となっております。

資本的収入といたしまして、資本的収入7,287万3,000円、内訳は出資金として4,084万8,000円、繰入、国庫補助金として3,082万5,000円でございます。支出としては、建設改良費といたしまして4,000万5,900円、主なものは医療画像情報システムと、あと電動ベッドなどを購入してございます。決算としましては2,798万6,750円の赤字決算となっております。

今後も平成28年度に作成された新病院改革プランに沿った経営改善に向け、地域医療の要として、より一層の努力を期待しながら病院事業会計の報告といたします。

次に、建設課の審査を行いました。建設課の歳入決算総額は3億4,857万6,000円、主に分担金や使用料、国庫補助金となります。歳出決算総額は9億9,549万4,000円となり、土木総務費として1億986万2,000円、主に町道及び里道、水路の管理や土木工事費補助金として7,043万6,000円、更には簡易水道事業及び特定地域生活排水処理事業への繰出金3,942万6,000円となっております。

道路維持費といたしまして5,862万8,000円、町道矢部谷線道路側溝改良工事のほか、17件の改良を実施してあります。道路新設改良費は単独と補助で総額3億8,784万1,000円となり、町道整備事業経費、江田高野線整備事業、内田吹野線整備事業、西光寺中林線整備事業が主な事業となっております。道路新設改良費の繰越明許は、総額の4,630万7,000円となります。

橋梁維持費として1,007万9,000円、これは町が管理する道路、橋の維持管理費で、47橋の定期点検を実施してあります。

次に住宅管理費といたしまして4,259万2,000円、町営団地6団地36棟98戸の管理がなされております。災害総務費及び農地土木災害復興費については、総額2億3,172万8,000円となっております。

最後に、特別会計の簡易水道事業、下水道事業、特定地域生活排水事業などについての決算審査を御報告申し上げます。

はじめに、簡易水道事業については、歳入決算総額9,513万8,000円、歳出決算総額8,596万2,000円となっており、一般会計繰入金2,007万7,000円となっております。加入戸数656戸、給水戸数515戸、給水人口1,519人であり、給水戸数の確保が必要と思われます。今後も加入促進に努めていただくということでお話をいただきました。

次に下水道会計では、歳入決算総額8,597万2,000円、歳出決算総額8,161万7,000円、一般会計繰入金5,048万8,000円となっております。加入戸数は432戸であり、未加入戸数の加入促進に努めていただきたいというふうに思っております。

特定地域生活排水処理事業は、歳入決算総額9,745万9,000円、歳出決算総額9,728万8,000円、更に一般会計繰入金1,934万9,000円となっております。平成29年度は25基が設置されており、5人槽17基、7人槽6基、10人槽1基、14人槽1基となっております。

以上、三つの特別会計事業につきましては、独立採算による企業形態を念頭に置かれまして事業拡大と、町民にとって安心安全な環境整備に努力されることを願い、建設課所管の審査報告を終わります。

次に、商工観光課の審査を行いました。歳入に関しては、国の地方創生推進交付金、県の地域

づくりチャレンジ推進補助金を活用し、決算額といたしましては1,441万3,000円となっております。主な内容は、肥後民家村使用料、国補助金、県補助金、雑入となっております。次に歳出ですが、歳出決算総額1億2,171万1,000円で、内訳は商工総務費が5,528万円、商工業振興費が2,549万6,000円、観光費4,935万円となっております。まず商工総務費については、職員人件費と町商工会補助金として支出をされております。商工業振興費につきましては、菊水ロマン館等施設管理費、三加和温泉等施設管理費、県の夢チャレンジ事業を活用し、道の駅などを拠点としてアウトドアアンドインバウンドの交流促進事業などとして支出をされておりました。観光費につきましては、肥後民家村と施設管理業務、船山古墳公園管理業務、大河ドラマいだてん関係費用に支出されております。また、繰越事業といたしまして、地方創生拠点整備交付金を活用し、菊水カヌー館を改修し、道の駅アウトドア交流拠点整備事業に1,488万5,000円支出されておりました。以上が商工観光課の審査報告となります。

次に、農林振興課の審査報告といたします。農林水産業費の決算額として、歳入決算総額1億8,221万6,000円、主に県補助金となっております。次に、歳出決算総額3億3,767万3,000円となり、執行率は92.3%となっております。内訳といたしまして、農業総務振興費、決算額が7,766万9,000円、主な事業といたしましては、農業振興補助金1,251万3,000円、内訳は新規就農者対策助成金、これは4名分で80万円、施設機械等整備補助金、22件の982万円3,000円となっております。地域営農組織等連絡協議会補助金20万円、生産部会等活動補助金、10件の169万円となっております。中山間地域直接支払事業費、決算額が6,251万2,000円と町内56集落協定に支払ってございました。

次に果樹園芸振興費、決算額が2,857万5,000円、攻めの園芸生産対策事業といたしまして201万9,000円、この事業は、果樹生産における規模拡大及び品質向上、生産コストの低減を図り、また、所得の向上を図るための機械導入に対し支援する事業でございます。主に樹木粉碎機、コンテナ洗浄機となっております。また、産地パワーアップ事業としまして2,602万5,000円、この事業は、低コスト耐候ハウス導入事業でございます。2棟で受益面積が30.12アールとなっております。土地改良事業費、決算額が4,012万2,000円、土地改良事業事務経費1,032万1,000円、主に菊水西排水機場維持管理補修及び平野堰補修工事となっております。

また、団体営農業農村整備事業経費として1,628万5,000円、主に板桶地区溜池補修事業経費となっております。県営圃場整備事業経費1,351万6,000円、主に県営事業負担金1,248万円となります。農地流動化地域推進事業、決算額が776万2,000円、実績として貸手156名、借手125名、総面積は37万5,130平方メートルとなっております。また、多面的機能支払交付金事業、決算額が1,649万5,000円、農地維持支払、16組織へ646万4,000円、共同活動といたしまして、13組織へ302万8,000円、長寿命化支払といたしまして、14組織へ683万9,000円お支払をしております。

また、人、農地問題解決加速化支援事業、決算額といたしまして2,221万3,000円、青年就農給付補助金を18名に支給をいたしております。有害鳥獣被害対策事業、決算額といたしまして512万3,000円、捕獲委託料343万2,000円、猟友会、駆除隊、わな猟会により昨年度は394頭の有害鳥

獣を駆除していただいております。防護策設置、町単独補助30%が58件の161万3,000円、通年駆除により一時的には減少の傾向にありましたが、駆除隊も年々高齢化が進んでおり、今後の組織づくりが必要だと考えられます。

林業振興費、決算額1,452万6,000円、林業施業に関する事務費、治山事業にかかる経費になります。治山事業測量経費業務委託料277万6,000円、予防治山久米野工事594万円、林業施設災害復旧費、決算額320万2,000円、測量設計委託費222万5,000円、江田地区と内田地区になっております。間伐作業道など復旧工事が97万7,000円、農林水産業費の繰越明許費については、土地改良事業費といたしまして4,406万6,000円、内訳は用木、日平、長小田、平野、岩、津田の5地区における暗渠排水整備事業となっております。林業費といたしまして322万2,000円、大田黒地区の予防治山工事、林業施設災害復旧といたしまして627万9,000円、これは間伐作業道災害復旧事業となっております。単県市町村復旧市町村へ旧治山事業の工事となっております。以上が農林振興課の決算審査報告となります。

最後に農業委員会の決算審査について御報告を申し上げます。農業委員会の歳入歳出につきましては、農林水産業に含まれております。なお、細部にわたる金額等については、監査委員より科目ごとに監査が行われておりますので、主な事業等の審査は報告とさせていただきます。

農業委員会の歳入決算報告総額は369万8,000円でございます。ほとんどが農林水産業費県補助金によるものでございます。主な歳入は農業委員会補助金247万9,000円、機構収益支援事業補助金63万3,000円、農業者年金事務委託事業収入41万5,000円でございます。歳出決算総額は2,866万4,000円でございます。人件費を除く主な歳出は、農業委員会事務経費600万5,000円、農業者年金36万6,000円、機構集積支援事業71万3,000円となっております。また、平成29年度実績といたしまして、8月に開催されました熊本県農地利用最適化推進大会において、和水町農業委員会が遊休農地解消部門で優良活動を受賞されております。以上が農業委員会所管の決算審査となり、厚生建設常任委員会に付託されました案件は、全会一致で承認されたことを申しつけ、決算審査報告といたします。これで終わります。

○議長（蒲池恭一君） これで厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。1時半から行います。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時30分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 認定第1号 平成29年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、認定第1号「平成29年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

(自席より発言する者あり)

認定議案です。これです。その中のですよ。な、もとに戻りましょうか。

(「はい、すいません」と呼ぶものあり)

訂正します。

日程第10、認定第1号「平成29年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 齊木君

○3番(齊木幸男君) 総務住民課、歳入の7款1項1目、ゴルフ場利用税交付金について質問させていただきます。

質問内容は大丈夫ですか。

○議長(蒲池恭一君) これ、認定第1号の何ページですか。

○3番(齊木幸男君) 認定第1号の14。

○議長(蒲池恭一君) それ成果報告書でしょう。

(「8ページです」と呼ぶものあり)

成果報告書ね。

○3番(齊木幸男君) 8ページ。

○議長(蒲池恭一君) なら、成果報告書で受けましょうか。成果報告書のほうがいいんでしょう。なら、成果報告書の何ページですか。

(「14ページです」と呼ぶものあり)

14ページ、はい。

○3番(齊木幸男君) 改めまして、7款1項1目のゴルフ場利用税交付金について質問させていただきます。

本年のこの利用税は、前年比134万8,000円増ということで報告が上がっております。ゴルフ場、菊水司のゴルフ場のことだと思います。町内で私が思うには、最大規模の集客施設であり、利用される方は、こちらのゴルフ場の方にお伺いすれば、ほとんどの人が県外、町外からお越しになる方がほとんどであると伺っております。このゴルフ場利用税は、町に税収ということで繰入れられています。この増えに関しては町はどのように把握されているのか。非常に町のためになっているかどうかをお伺いします。

○議長(蒲池恭一君)

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） ゴルフ場利用税ですけれども、これは国の地方税法の中に位置付けられた税目であります。町の意見をということですが、財政的な面から言いますならば、ここに掲げてありますとおり、県税でありまして、その7割が所属の市町村に下りてくるというものです。非常に財政面から意見を申し上げますと、ありがたい税であるというふうに思います。

また、雇用の面からしましても、やはりちょっと正確な雇用の人数は把握はしておりませんが、雇用の面からしても非常に喜ばしいことではなかろうかというふうに思います。回答になりませんが、以上です。

○議長（蒲池恭一君）

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 私が調査した範囲内のことですが、ゴルフ場には町内からお勤めの方が大変いらっしゃいますし、ゴルフ場にお勤めの方は、このようにゴルフ場、自分たちの収入の中から税金を払って、そのゴルフ場が、町に下りてくるというのは把握しておられます。非常に町にも貢献しているというふうに思ってお仕事をなさっていらっしゃるんですが、町からこのゴルフ場に対して、今まであまり協力が得られない、悪く言えば、町、この和水町がゴルフ場にあまり協力しないというふうに把握されている人が多いそうです。

私は、このゴルフ、司ゴルフ場は、何といたっても町内最大の集客施設であり、なおかつ、健康増進にもなりますし、和水町のスポーツ活動のイメージアップにもなります。また、加えていただくと効果で集客も増える可能性があります。ゴルフ場の集客が増える可能性があります。ゴルフ場の集客が増えるということは、インターチェンジの利用又は道路の利用、お客様がこの和水町にお越しになられまして、飲食をされたりお土産を買われたりする機会が増えるということです。非常に我が町にとっては、この司ゴルフ場というのは素晴らしい施設だと私は把握しております。

それでお伺いします。法律の許す範囲で、和水町としてこのゴルフ場に協力して、一緒にこの集客、和水町に来るお客さんを増やしていくという活動をもっと力強く進めるべきではないかと思えます。加えて言えば、小さいことはゴルフのコンペの賞品を和水町から提供するとか、いろいろな法律の許す範囲でゴルフ場の集客、お客さんを増やす活動に協力すべきだと考えますが、その件に関しての御答弁をお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと難しいな。ただ、このゴルフ交付金をもとにして、ゴルフ場に対する支援とか、町としてそれを推進するようなことはできないかという質問に変えさせてもらっていいですかね。

（「じゃあ、変更します」と呼ぶものあり）

はい、どうぞ。

○3番（齊木幸男君） 町は、司ゴルフ場は町にとって大変素晴らしい施設であるというふうに考えていらっしゃるかどうかを、改めてお伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） ちょっと繰り返しになると思いますがけれども、財政面からしましても、先ほど申し上げましたとおり。それと、雇用の面からしましても、先ほど申し上げたとおり、非常にありがたい施設だなというふうに思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。まだあるんですか。続けて。

（自席より発言するものあり）

大丈夫ですけど。どうぞ。あの、簡潔明瞭に、この一般会計の中のことで聞いてください。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） こちらの主要施策報告書の69ページをお願いいたします。10款4項4目、文化財保護費について御質問申し上げます。

文化財の案内看板設置に44万8,000円の支出がされております。一般質問からずっと続いておりますが、来年はいだてん放送があり、集客増えるというふうに予想されております。なおかつ、私が目にした範囲で、テレビ、週刊誌、いろいろなものにこのトンカラリン、これが取り上げられることが再びブームになっているように思います。トンカラリン周辺を歩いてみると、案内看板が非常に朽ち果てたものもありますし、錆びてきたもの、いろいろあります。予算とこの文化財審議委員会の開催によってこういうのは設置されていくものかもしれませんが、改めて情報を十分収集していただいて、このいだてん効果によるお客さんの流れ、並びにこのトンカラリンが再度注目されているという事実、これを踏まえてこの予算執行が正しいかどうか、もっとこう、トンカラリン周辺の看板を増やすかどうか、そういうことを考えてされてるかどうかをお伺いしたいんですが。

○議長（蒲池恭一君） 難しいな。ちょっと休憩します。しばらく休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時43分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号「平成29年度和水町一般会計歳入歳出決算」を承認することに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第11 認定第2号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第11、認定第2号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

日程第12 認定第3号 平成29年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第12、認定第3号「平成29年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号「平成29年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

日程第13 認定第4号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、認定第4号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） まず最初に、失言の取消しをお願いしたいと思います。非常にこう、私、補正予算との勘違いで、補正予算のときにこの質疑をきやあしました。そのところで失言取消しを全部お願いしたいということでございます。

それでは、その次に質問に入っていきたいというふうに思います。この特別養護老人ホームの会計の中で、繰入金、一般会計からの繰入金、29年度4,793万2,000円というふうになっております。この繰入金は、今までこの特別会計の老人ホームの中で基金もありました。そして、基金を取り崩しながらゼロベースになって、そして、またこの一般会計からの繰入というような形でございます。そういう中で、この特別養護老人ホームの一つの繰入金の問題が、今後いろんな問題で和水町のこのバックボーンといいますか、財政の厳しさになるかもしれないというような気持ちでおります。

そういう中で、監査委員にお尋ねをしたいと思うところでございます。監査委員の立場で、この今、報告書が出ておりますが、この中で意見書の中で、ただ一応報告という形で上がっております。特別養護老人ホームの15会計の中で、監査委員としての意見あたりがどうなのかということでお尋ねをしたいというふうに思いますが、初めての監査委員の立場と思いますが、簡単にでよございますから、御意見等があるならば聞きたいというふうに思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

監査委員 有働君

○監査委員（有働德行君） 私も3月から監査委員の仕事をさせてもらってまして、初めて町の会計とか特別会計を拝見させていただきました。その中で、特に問題になっています特老ですけれども、昨年度は先ほど話がありましたように、町からの持ち出しは4,700万あっております。介護報酬の減額等によって、当分この持ち出しというのは続くものと思われま。ただ、建物の耐震性が整っていないということで、早急に改修か新築でいくか、決定する必要があると思われました。この検討委員会も現在なされていると聞いております。築年数が45年を過ぎておりまして、耐用年数の問題もあります。費用対効果というのをまず考えなければいけないと思いますけれども、私が考えますに、規模をもう少し小さくして、採算がとれるような規模でできないものかちょっと思いました。特老の使命というのをちょっと考えてみましたけれども、やっぱりこの長

寿命社会になりまして、私たちもいずれお世話にならなんごつなるわけです。で、町民がやっぱり最後の抛り所といただきますか、そういった所じゃないかと思えます。民間の施設も周りにいっぱいありますけれども、やっぱり公的施設というのはそれなりの安心感といただきますかね、それがあから、非常に私は重要だと思っております。

その際、検討をしていただきたいのは二つぐらいちょっと申し上げたいと思えます。まず入居料を上げられないかと思えます。いつから今の入居料になっているかまではちょっとわかりませんが、例えば新築をしたとするならば、引上げも、快適な所で世話になるわけですから、納得感があるのではないかと思えます。

それともう一つは、入居者の問題です。現在、町外の人が2割ぐらい入っているというふう聞いております。私としては、やっぱり長年町税を払ってこられた町民の人を優先というか、まあ、優先は今してあると思えますから、私はそれ町民限定にしてもいいのではないかと。それが長年町に貢献されてこられた町民に報いる方法じゃないかと思えます。

ですから、結論としては、もう少し規模を小さくして、例えば入居者は何人ぐらいだったら採算がとれるのか、もう一回最初から、専門家も入れんといかんとは思いますが、そういうのを再検討されたらいいんじゃないかとちょっと感じました。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第14 認定第5号 平成29年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、認定第5号「平成29年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号「平成29年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第15 認定第6号 平成29年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、認定第6号「平成29年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号「平成29年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第16 認定第7号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、認定第7号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第17 認定第8号 平成29年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第17、認定第8号「平成29年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号「平成29年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第18 認定第9号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第18、認定第9号「平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号「平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

日程第19 認定第10号 平成29年度和水町病院事業会計決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第19 認定第10号「平成29年度和水町病院事業会計決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 9ページの和水町病院事業会計の貸借対照表の中でお尋ねしたいと思えます。私もなかなかこの決算書、非常に難しゅうございますので、わからない点で間違うかもしれませんのでよろしくお願いをしたいと思います。

固定資産の評価、これは収入の部分ですね。それから、流動資産、これは現金、未収金、合わせて14億1,902万783円ということでございます。そういう中で、ここ29年度の当年の損失が2,800万と。今までの累積に合わせて欠損金が5億2,808万5,544円というようになっております。資産の部からこの固定負債、それから流動負債、それから欠損、これをざっと引けば、残りがこの病院の財産ということになるかと思えます。

今この企業会計の中で、これはあくまで損か儲かるかと、これが企業会計。今この中で欠損が2,800万マイナスと。そういう流れできております。しかし、病院だから私はこの欠損をどう見るかということちょっと町長あたりにお聞きしたいというふうに思っておりますが、ずっとこれはもう積み上がって欠損と。これは負債が5億2,000万、現時点で5億2,800万あると。そして、29年度、またもう足してこれだけあると。

非常にこう、この問題点が、総額の資産からどんどんこれは増えていくわけですね。それと、要は今後この財産としての減り方が、町としてどんどん減っていくという形になっていくと思えます。これが増えればですね。トントンでいくなれば、今ぐらいの、ゼロ、マイナスがなければ今で止まっていると思えますが、今後これが増えていくなれば、どんどん増えて、この病院の中で、結局超過と。財産を越すマイナス補填になっていくというような形になるかと思っております。

そういう中で、今後の対応ということで、町長も本当に真剣になされておると思いますが、この29年度を見ながら、今後の対応、もうそれはずっと考えておられると思えますが、その対応あたりを聞きたいというふうに思えます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時09分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
質問をお受けします。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 特別会計の中でのこの貸借対照表の中で、一般会計からの繰入、これは国保からのトンネル事業ということじゃございませんが、病院に約2億、数字はちょっと覚えておりませんが、入っていると。そういう中でのこの事業、そして、その事業の入っている中でのこの損益、貸借対照表ということで、私はお話をしておるつもりでありますので、そういう中で、この数字が、負債が増えているということで、今後、この対応はあたりは町長としてどう考えているか、それをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 病院につきましては、大変皆さん方には御心配をおかけしているところでございますけれども、これにつきましては、やはり人口が高齢化を迎えまして減少していると。それに伴って患者さんも、入院患者も外来患者も減っているということが、そもそもの一つの原因じゃないかというふうに私は考えております。

そういったことで、これから先、町民の皆さん方の健康を守るために、病気をしたらその後の対応をするために、どのように運営していくかというのが今後の課題であると思います。非常に厳しい状況の中に、そのへんをしっかりと見極めて、これから先、このへんの対策をいかに打つかと。この間からいろいろ議論いただいているところでございますけれども、私ども事務方は事務方として整理をして、そして提示もせにやいかんと考えております。

しかし、非常にこの医療とか介護の問題になりますと、やはり専門的な考え方といいますか、専門家に見ていただかないと、なかなか我々も難しいところがあるかと思えます。そういったことで、コンサルタントあたりも、費用は要りますけれども入れまして、十分中身を検討し、早くこのへんの対策を打っていくということが必要であるというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号「平成29年度和水町病院事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定いたしました。

日程第20 報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、報告第4号「平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 報告第4号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、次のとおり平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告をいたします。平成30年9月7日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

報告書に基づき順次説明を申し上げます。まず、財政健全化法でございます。前年度の決算に基づく町の財政の健全化性を判断する指標を実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つと資金不足比率の3点の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないと規定されているものでございます。この規定に基づきまして、議会のほうに報告をするものでございます。

まず、四つの指標でございます。実質赤字比率、これ一般会計を対象とし、収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものです。本町の場合、一般会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値は記載がございません。今申し上げました標準財政規模というのが、割合をあくまで出すものですから、分母のほうに出てまいります。

この標準財政規模について若干説明をいたします。地方公共団体の一般会計の標準的な規模を表す指標で、健全化指標を計算する際の分母となるものです。この法律によりまして、全国を同じ基準で数値化してその判断比率を出すわけですが、その自治体の規模につきましても、これも共通した形で出すわけですね。具体的には標準の税収入、すと、普通地方交付税、地方譲与税のこの和で求められます。全市町村そういった形で。そして、その中で今申し上げました一般会計が赤字が、マイナスどれだけと出た場合、その額がこの標準財政規模に占める割合を指標化するものです。今申し上げましたとおり、実質赤字比率はございません。

連結実質赤字比率でございます。これはプラス特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせ収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合でございます。本町の場合、実質赤字比率と同様に、一般会計など普通会計の実質赤字及び公営企業会計の資金不足が生

じていないために、連結実質赤字比率の数値は記載がございません。健全であるということです。

次に、実質公債費比率でございます。標準財政規模に占める公債費ですね、いろんな起債の返還に充てる部分ですね。借金返済に充てる部分です。その額の割合です。それを単年度で出しまして、毎年出しますので、それを過去3年間の平均でその年の数値といたします。具体的には、普通会計、特別会計、企業会計及び本町が加入する一部事務組合である有明広域行政事務組合、それと熊本縣市町村総合事務組合と後期高齢者医療広域連合を加えた公債費額から、借金で返す分の額から標準財政需要額に算入された金額を減じて求めた額と。基準財政需要額に算入された金額を減じて求めた額と。過疎、借金が過疎債とかよくいいます有利な起債を借らなきゃいけないと。例えば100万借りましても、これは基本的な考えですけども、100万借りましても、過疎の場合はその70%がこの基準財政需要額に算入される。普通交付金に措置されるといいますけれども、そういった算式に入れることで交付税の中に混じれ込んで町に返ってくるわけですね。そういったものを減じて、減じるという、ですから、先ほど言いました100万借りて7割はもう後で戻ってきますので、実際その30万、本当の意味の借金というところの割合を出すものです。ですから、分母の標準財政規模からも、そういった額も引きます。

この比率が18%を超えますと、起債のための必要な手続が協議から許可に変わります。今現在、過疎債、合併特例債、ほかいろいろありますが、それは県や国との協議、話し合いの中で決定しておりますけれども、これが許可、いくら申請しても、あくまで国とか財務省とかが許可をしなければ、うちはそういった有利な起債が借られなくなるというふうに、ある程度この借金返済の金額というのが、割合が増えていきますと、やはり財政を圧迫しますので、そういった規制がかけられます。一段としては18%ですけども、ここに表に書いてあります、このまた25%になりますと、実質的な町の計画等の提出等が求められることになります。この場合は、実際ありますので、掲げておりますとおり7.9です。指標に掲げております本町は7.9ということになります。

それと、次に将来負担比率です。これ一般会計の地方債の現在高と、結局、今現在、70数億すべてのものを足すとあったと思います。そういったもの。それと一部事務組合等々のそういった金額、それに退職手当の見込額等々が対象となります。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。本町の場合は、将来負担比率の数値はございません。一つの大きな要因としましては、基金がまだあります。そういったものが返済の財源として与えられると。数式の中にそういったものの数字が出てまいりますので、そういったもので計算しましても、今のところ数値的には発生はいたしません。

この4指標とも、括弧書きの国が示す健全化判断比率をいずれも下回っております。健全な財政運営がなされていると、この指標を基準とするならばそういうことが言えるということです。

それと最後に、資金不足比率です。病院、簡易水道事業会計、特別排水事業会計、下水道会計の公営事業会計のみを対象として、資金不足が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合、いずれの公営企業会計も資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はあり

ません。ただ、御存知のとおり一般会計からの繰出があつてるからこそその資金不足がないというところでございます。

2ページ以降は監査委員等々の意見書を添付いたしております。以上で報告第4号の説明を終わります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号「平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告」を終わります。

しばらく休憩します。40分から再開したいと思います。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時43分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、9番庄山君から、本日の会議の発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいと申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。庄山君の発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。ただ今町長から、同意第20号「和水町副町長の選任について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。同意20号を日程に追加し、追加日程第1として議題といたすことに決定いたしました。

追加日程第1 同意第20号 和水町副町長の選任について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第1、同意第20号「和水町副町長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 同意第20号、和水町副町長選任についてを御提案申し上げます。

和水町副町長に次のものを選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

住所、玉名郡和水町板楠908番地の1、氏名、松尾栄喜氏、昭和31年3月12日生まれ、62歳であります。平成30年9月14日提出、和水町長高巢泰廣。

提案の理由は、和水町副町長選任をお願いしたく思いますので、地方自治法162条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが議案を提出する理由であります。

それでは、松尾栄喜氏は、副町長に選任同意をお願いするわけは、昭和55年4月に熊本県庁に入庁されまして、平成28年3月、定年退職されております。その後、熊本県農業会議所事務局長を歴任され、今年3月退職されております。県行政職員として38年にわたり職員の中核として行政経験を積まれて手腕を発揮してこられました。その間、農林水産部、政策企画室長、菊池地域振興局農林部長、農業技術課長、県農業大学校校長、県農業研究センター所長等を歴任されまして、熊本県の農業をはじめとする産業振興に傾注され、力を注いでこられました。県庁在職中に得られました行政政策の企画立案、行政事務の遂行等に関して、多くの経験と知識を有しておられます。更に、事務方のトップとしての行政経験が豊富で、幅広く行政知識と業務遂行の技量を有しておられるところです。

また、松尾氏は和水町生まれ和水町育ちで、町内の事情にも精通しておられます。合わせて在勤中に得られました縦横の人的つながりにおいても豊富であります。我が和水町は、少子高齢化が急速に進む中で、行政改革の流れに沿い、町活性化に向けた町運営、政策立案体制、トップマネジメントを強化して、町民の皆様から合併してよかった、和水町に住みたいと言われるまちづくりを進めるために、松尾栄喜氏が持つておられる賢智を生かしていただくため、経験、知識、人脈をお借りして、和水町が抱えております諸課題の解決に向けた知恵を是非お借りしたく、松尾栄喜氏の誠実なる人柄に熱望しまして、副町長に御提案申し上げるところであります。

再々にわたる就任依頼を申し上げまして、了解をいただきました。私自身、感謝の気持ちでいっぱいあります。松尾栄喜氏も、和水町活性化に向けて全力で取り組んでいきたいとの熱烈な熱い思いを持っておられます。我が町にとりまして、こんなありがたいことはありません。是非とも副町長就任の機会を与えていただきますようお願いいたします。

松尾栄喜氏は、和水町のまちづくりを進める上で、私にとりましても何としても必要なパートナーであります。御理解をお願いを申し上げます。

最後に、4年前の副町長人事案件に関しましては、私自身、相互理解に向けた努力不足があったと反省する部分がございます。今後、和水町が心一つになり、融和を旨としたチーム和水で難局を乗り越えていくよう、全力でまちづくりに取り組んでまいります。どうぞ御理解を賜りまして御同意いただきますようよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第20号「和水町副町長の選任について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、同意第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の継続審査について

○議長(蒲池恭一君) 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第22 閉会中の継続調査について

○議長(蒲池恭一君) 日程第22、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第23 議員派遣について

○議長(蒲池恭一君) 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第3回和水町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日以来8日間、議員各位におかれましては、御熱心に審議を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、会議を通じて議事進行に各位の御協力を賜りしことを重ねて御礼申し上げます。

また、町長はじめ町執行部におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力されました御苦勞に対しまして深く敬意を表しますとともに、今期定例会において成立しました諸議案の執行に当たって、適切なる運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力をいたされることをお願い申し上げます。

これで平成30年第3回和水町定例会を閉会いたします。御起立願います。

御苦勞さまでした。

閉会 午後2時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員

